

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み — 詐欺的手法で立憲主義を破壊し日本の安全は確保できるのか —

饗場 和彦

1. はじめに

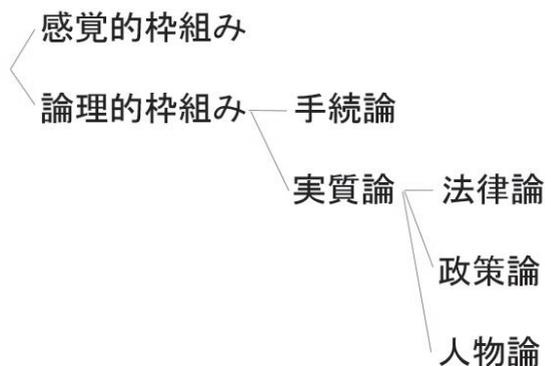
「平和安全法制」は「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平和安全法制整備法)」と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(国際平和支援法)」を併せた総称である。平和安全法制整備法は改正法10本を束ねており、国際平和支援法は新規立法であるので、この「平和安全法制」は合計11本の法律から構成される。2015年9月19日に成立し同30日に公布、2016年3月29日施行された。「平和安全法制」はその内容から「戦争法」とも呼ばれるが、本稿では以下、安保法制と略称する。

安保法制は法律が11本もあり、関連する論点が多岐にわたるという物理的な面のほか、平和と戦争、生命といった、ある種、人間にとっての究極の価値に関連するテーマゆえ、大きな議論を引き起こした。しかし一般の市民にとっては、漠然と安保法制の重要性は認識しても、参議院で可決された時点で75%の人が国会での審議や説明が不足と感じていたように¹、その全体像の把握や是非の判断までいたるのは容易でなかった。確かにミクロ的に争点を掘り下げれば専門的な知見が必要となるが、マクロ的に論点の大枠を整理すれば、全体像の把握は容易になる。本稿ではこの全体像を俯瞰しつつ、基本的な論点の本質を明確化することで、

¹ 『朝日新聞』(朝刊)2015年9月21日。

安保法制の是非を判断する一助にすべく、諸観点の整理を行う。

図表 I は安保法制の総体としての諸観点を示している。安保法制に関して考察を行う際、まず大前提として、「感覚的」にあたるか、「論理的」にあたるかの2種のアプローチに大別できる。後者の「論理的」な枠組みであたるとき、その考察は「手続」面における論理的な考察と、「実質」面における論理的な考察に分けられる。さらに、「実質論」は、その内容からして「法律論」「政策論」「人物論」に分類できよう。こうした分類に基づきそれぞれの観点においてその本質を明確化することで、おのおのの観点における理解が促進され、それらを総体として把握する結果、安保法制の是非について一定の方向性が示唆されうるはずである。



中でも相対的に重要度が高いのは、実質論の議論である。具体的には、「法律論」としてこの法制は憲法と整合するのか、「政策論」としてこの法制は日本の平和と安全にとって効果的なのか、「人物論」としてこの法制を進め

図表 I 安保法制の諸観点の分類

るのか、という問いかけである。本稿の副題「詐欺的手法で立憲主義を破壊し日本の安全は確保できるのか」は、この実質論の3観点における判断を象徴的に表現している。

社会科学全般に言えるが、社会の事象を考察する際、黑白が明確に判明する事例はまれであり、安保法制も明白な是非の判断はありえない。しかし妥当／不当間のグラデーションの中で、その濃淡をめぐる判断は

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

可能である。平和と安全という国家の最も基幹が問われる問題である以上、当否のグラデーションは限りなく「白」(妥当)に近くないといけない。この安保法制はどうなのであろうか²。

2. 感覚的枠組み

安保法制をめぐる議論を鳥瞰すると、感覚的なとらえ方による主張が多く見られる。安保法制に反対する勢力にも賛成する勢力にも、そして安倍首相の言説にもこの傾向がある。「破ってはならない大事なものに触れる安倍政治に対し「直観的あるいは生理的な違和感は、相当広く存在している(傍点筆者)」と指摘される一方³、中国や北朝鮮に対する嫌悪感や不安感から安保法制を肯定する意見もよく耳にする。

感覚や感性、情動は人間の自然な反応であり、それ自体は否定されない。むしろ往々にして直感こそがものごとの本質を把持しうるかもしれない。しかし感性によるとらえ方はその拡散性において限界がある。同質の感性を持つ集団間においてはきわめて強い拡散力を有するが、感性が異質の集団に対しては拡散力が乏しい。たとえば、青色が好きな人同士の間では、藍染めのシャツは誰にも好感されるが、ピンクが好きな小学生の女兒らの中で藍染めのハンカチはブームにならないだろう。同様に、安保法制をめぐる議論でも感性の枠組みの中で唱える意見に関して、それに共感する集団と共感しない集団とで大きな溝が存在している。

その溝の一つが、経験的戦争再来観とも言うべき、見解である。安保法制が国会で議論された2015年は戦後70年の節目でもあり、日中戦争や太平洋戦争を直接経験した高齢者による体験談が多く語られた。そこで異口同音に伝えられたのは、過去の時代と今の時代との類似性であった。つまり「わしらは70年前の戦争を経験しとるからわかるんじや。今

² 本文中、人名は敬称略とする。

³ 石川健治『「非立憲」政権によるクーデターが起きた』長谷部恭男・杉田敦編著『安保法制の何が問題か』岩波書店、2015年、227頁。

の時代は昔とよう似とる」と、警鐘を鳴らすのである⁴。「戦時の社会とはこういうもの」という、自身の体験によって醸成された感覚と、その感覚によって形成された認識は、その体験自体がまごうことなき事実である故、その結果の認識についても絶対的な確信をもって語られる。聞き手はその認識に疑問や反論があっても、当該体験の欠落という決定的な差異を前に、一般に譲歩的な立場をとってしまう。つまり「経験していない者に何がわかるか」と一喝されると黙るしかない。しかし、確かに経験知は有意義とはいえ、その認識に至る感性は経験から直結してもたらされる以上、同様の経験をしていない他者は同様の感性は持ちえない。つまり、経験者による主張に対して、当該の経験のない者は「経験者だから正しいに違いない」という意図的な意識操作による理解はできるとしても、直観として「わかる」理解には至らないのである。したがって、いくら戦争体験者が「安保法制は日本に戦争を再来させる」とその不当性を訴えても、戦争経験のない大多数の日本人にとっては、感覚としてそれを受容することができず、結果、一つの溝となるのである。

同様に感性の相違を指摘できる具体例として、「安保関連法に反対するママの会」（以下、ママの会）の言動がある。安保法制に反対する市民団体が多く出現した中、このママの会は「だれの子どももころさせない」というキャッチコピーで、多くの主婦や女性の参加を集める。各地で同じ趣旨のママの会が多数発足し、活発な活動が目を引く。同会発起人の西郷南海子が「ママにとって子どもとは、…自分から切り離すことのできない存在です。『子を持つ』ということの重み。…この感覚（傍点筆者）を一つの核として、戦争を止めるための言葉を語っていきたい。」と記すように⁵、子供を産み、育てる性としての女性の感性が、ママの会

⁴ 2015年12月12日、市民の実行委員会が主催し徳島大学で行われた「戦後70年 平和ミュージアムとくしま」の行事の中で、徳島県在住の4人の戦争経験者による体験談の報告があり、それぞれが今の政治状況を第2次世界大戦の時代と重ね合わせて不安を吐露した。

⁵ 西郷南海子『「だれの子どもも、ころさせない」ーわたしたちのデモス・クラ

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

に集う人々の動機を構成していた⁶。しかし、この母性という感性は女性特有であるゆえ、この感性によって安保法制に対する直観的な嫌悪や拒絶を説いても、性役割の違う男性の感性には響きにくい。安保法制の是非をめぐる世論調査では、男性のほうが支持する人が多く、女性は逆に反対の人が多い⁷。つまり女性として本能的直感で安保法制の不当性を訴えても、感性の違う男性には浸透しにくく、やはりそこで一つの溝が生まれるという面があり得よう。

また、安保法制は「戦争法」とも呼ばれるが、この用語を使う人とそうでない人の間にも断絶がある。『産経新聞』は参議院で安保法制が可決・成立した数日後の国会前の状況を以下のように伝えている：「10日前はデモ参加者であふれていた国会正門前は閑散としていた。中高年を中心に20人ほどが『戦争反対』『peace』のプラカードを手を所在なげにしている。時折、国会に向かって『税金泥棒！』『こんちくしょう！』と叫んでいた⁸。「こんちくしょう！」という叫びは著しく感情的な表現だが、そうした悪態はさておき、「戦争反対」という発言や、安保法制を「戦争法」と呼ぶ主張に関しても、感性の相違による溝が存在する。

社民党の福島瑞穂議員が2015年4月1日、参議院の予算委員会で安保法制について「戦争法」と称して質問した際、与党側から発言の撤回、修正が求められ紛糾した⁹。通常、国会での発言に対する削除、修正は事実関係の誤認、国会の権威や人権を傷つける場合などに限られる。1999

ティア『世界』2015年10月号、141頁。

⁶ ただ、ママの会への入会は女性や母親に限っておらず、趣旨に賛同するなら男性でも入会できる。

⁷ 『毎日新聞』が2015年10月7,8日に行った世論調査では、安保法制の制定を評価する人は男性39%、女性27%、逆に評価しない人は男性53%、女性60%だった。『毎日新聞』(朝刊)2015年10月9日。

⁸ 『産経新聞』(朝刊)2015年10月6日。

⁹ 与党側は「戦争関連法」ではどうかと、と表現の変更を打診したが、福島議員は容れず、最終的にはそのまま議事録に残された。「戦争法」が不可で「戦争関連法」なら良いとする与党の考え方もある種の「語感」の問題であろうから、所詮感性の域を出ていない。

年の周辺事態法の審理の際も「戦争法案」という発言があったが当時の小渕恵三内閣は問題視しなかった。今回の安保法制による自衛隊の海外における拡大的な運用を戦争とみるか否かは、論理的には戦争の定義によって区別可能だが、感覚的にとらえれば当否両面ありえよう。過去の国会では受容した戦争法という言葉を受容できないという変化は、今回の議論がより感性の次元に移行しているからではなからうか。感性による議論になればなるほど、妥協や譲歩は困難になる。青が好きな感性の人は、どうしてもピンクを好きになれず、青とピンクを混ぜた色も絶対受け入れないだろう。そして感性に依拠した議論は自ずと感情論に堕し、誹謗中傷に侵食される。安保法制をめぐる国会審議の中で与党側が一貫して非妥協的な頑なな姿勢を崩さず、また安倍首相が国会答弁で再三ヤジを飛ばした状況は、この審議が感性の次元に偏っていた証左であった。

この「安保法制は戦争法であり、日本がまた戦争をする」という訴えも、安保法制賛成派の集団にはあまり浸透力がなかった。戦争や平和、人権といった普遍的な価値観に鋭敏な感性を持つ人たちは安保法制の危険性に直感的に反応するのであるが、そうでない感性を持つ人からすれば「戦争反対」「戦争法」という見方は大げさな観念論と一蹴されてしまうのだろう。インターネットのSNSでは「安倍首相は戦争をするなんて一言も言ってない。戦争法という言い方は見当違い」などと、嘲笑されている。

このように、戦争体験者や女性、平和・人権問題に関心の高い集団間では安保法制に反対する主張が広範に拡散し、デモをはじめ活発な行動としても発露したが、感性に依拠する主張である限りは、違う感性を持つ集団に対する拡散は限定的だった。この点において、安保法制賛否の間の溝は深く、したがって両者間の応答において何らかの理解や修正、妥協などの生産的な成果は期待しにくかった。

3. 論理的枠組み—手続論

上述したように、感性の枠組みでとらえようとする限りは賛否間の溝が必然的に生じ、埋めがたいのであるが、論理的な枠組みの議論では賛否の溝に架橋する効果を期待しうる。ピンクが好きな人にいくら青色の良さを説いてもわかってもらえないが、1+2が3になる理屈はどんな色が好きな人にもわかってもらえる。したがって賛否の分断が大きい問題で合意形成を図るには、感性の議論でなく論理の議論が重視されねばならない。安保法制をめぐるこれまでの議論がこの点で十分であったとはみなしにくい。以下では、論理的な枠組みで安保法制をとらえるため、いくつかの観点に細分して考察する。

まず提起されるのが、手続の点で、安保法制を論理的に分析する観点である。およそ合意形成においてはプロセスがあり、適切なプロセスを経たか否かは結論自体の正当性に大きくかかわってくる。後述する、安保法制の内容を問う実質論は重要であるが、併せてその内容を問う以前の問題として手続論が問われねばならないのである。

安保法制が立案され、成立、施行されるまでのプロセスにおいて、手続論としてまず問題となるのが国会における議決の経緯であった。この安保法制は全体として11本の法律から構成され、政府は平和安全法制整備法として10本の改正法を一括して上程、審議に託したが、そもそもこれが手続として不合理であった¹⁰。法律の中身については後半の政策論で詳述するが、この安保法制の中身の趣旨を大別すると、①日本自身の平和と安全を確保する趣旨と、②国際社会の平和と安全に協力する趣旨とに二分できる。さらに①の中でも個別的自衛権によって日本の安全を確保する文脈と集団的自衛権によって日本の安全を確保する文脈があり、また②も国際連合の枠内の文脈と、その枠外の文脈がある。他方、①②

¹⁰ 賛成派、与党内からもこの点の批判は大きく、審議を指揮した当の責任者である浜田靖一・衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会委員長ですら、「10本の法案を束ねたのはいかがなものか」と述べていた。『読売新聞』(朝刊)2015年7月16日。

の両面で、武力行使の文脈と武力行使にあたらぬ文脈がある。こうした多様な文脈を担って11本の法律が提案されているのであるから、判断、評価、賛否は当然、法案一つごとに異なってくる。たとえば集団的自衛権の行使には反対であるが、個別的自衛権の強化には賛成でき、PKOの積極参加も望ましいとする立場なら、安保法制に賛成なのか反対なのか決めようがない。福袋であれば不用なものが入っていても縁起物だからと買うことはあるが、およそ国家の政策を“買う”時、そんな大雑把な対応はできない。福袋式に一括して賛否を問うた国会での審議、採決は手続として不適切であった。

また、手続の不当性を最もわかりやすく示したのが強行採決であった。衆議院、参議院とも委員会の審議を一方向的に打ち切り、採決を強行した。国会中継でつぶさに映されたように、2015年9月17日、参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会（以下、参議院特別委と略）では、怒号ともみあいの中、委員長の採決に関する宣告は委員に聞こえるはずはなく、賛成議員の起立者もわかるはずがなく、速記係も「議場騒然、聴取不能」と記録するしかなかった。そんな状態での「可決」が客観的に正当性を欠くのは明白であった。

参議院ではこの強行採決の直前に、横浜市で地方公聴会を開いたものの、その後、特別委で公聴会の報告がなされないまま、採決に至った。公聴会が「セレモニー」や「茶番であるならば、私はあえて申し上げるべき意見を持ち合わせておりません」と水上貴央公述人は釘を刺していたが¹¹、その主張は無視された形となった。

議事の速記は当時「聴取不能」と中断していたのに、その後10月に示された公式の議事録では「速記を開始し」「質疑を終局した後、いずれも可決すべきものと決定した」「附帯決議を行った」などの文言が加わって

¹¹ 第189回国会「参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録（以下、参議院特別委会議録と略）」第21号（その2）、2015年9月17日、57頁。<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0192/18909170192021.pdf>
2016年10月15日閲覧。

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

いた。当時の状況を動画で確認すれば、こうした文言が客観的、物理的に確認できないのは明白である。「速記原稿は、神聖なものであって、何人もこれに手を加えることを許されない」のに¹²、委員長の権限でこうした、事実として手続的経緯にもとる記録が可能であるなら、もはや国権の最高機関としての討論の正当性自体、喪失する。

また、国会審議の前提となる資料など重要文書は公文書法で記録、保管するよう求められるが、安保法制に関して書類の不備、不在、開示制限などが目立つ。内閣法制局では2014年7月1日の、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定（以下、7・1閣議決定）に関して、前日に審査を依頼され翌日「意見なし」と電話で伝えたのみで、内部での検討過程を文書で残していないという¹³。政府が有識者会議「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）」の報告を受けたのが2014年5月15日で、それからその趣旨を盛り込んで7月1日に閣議決定を出すまでの間、当然内閣法制局と協議を重ねたはずだがその協議の議事録などがないという事態はおよそ想定できない。故意に公的記録を残さなかったとの疑いを招くのは当然であろう。また、内閣法制局は国会審議に備え想定問答を作成していたが、国会からの文書開示要求に対し開示を拒んだ¹⁴。戦後の安全保障の歴史に残る重大な法制であるにもかかわらず、文書や記録、その開示が不十分、不適切であるのは明白である¹⁵。

4. 論理的枠組み－実質論

安保法制を論理的に考察する際、手続論とともに、法案の内容を検討する実質論がある。実質的な検討としては、法律論と政策論、人物論に

¹² 佐藤吉弘『注解参議院規則（新版）』参友会、1994年、263頁。

¹³ 『毎日新聞』（朝刊）2015年9月28日。

¹⁴ 『朝日新聞』（朝刊）2016年2月17日。

¹⁵ 参議院での審議の手続き的失態は当事者であった福山哲郎議員の手記が詳しい。福山哲郎「強行『採決』－あのとき参議院で何が起こったか」『世界』2015年11月号、64～74頁。

分けることができる。

4-1 法律論

安保法制の内容を憲法との整合性の観点で考察すると、最も重要な問題点として、憲法第9条との合憲性と、立憲主義という二点が指摘される。換言すれば、「合憲－違憲」の対立軸と、「立憲－非立憲」の対立軸である。

< 集団的自衛権の違憲性 >

まず「合憲－違憲」の対立軸において中心となるのは、安保法制で集団的自衛権の行使が可能とされた点である¹⁶。従来の通説的な憲法解釈では、憲法第9条の下、個別的自衛権は容認されるが、集団的自衛権の行使までは認められないとされてきた。しかし安倍内閣は、7・1閣議決定で限定的な集団的自衛権の行使は憲法に反しないとする新しい解釈を示し、安保法制の中で自衛隊法や事態対処法などを改正し集団的自衛権の行使を可能とした。

安倍内閣の基本的なロジックは、①日本は自衛権を有しており、憲法第9条下でも、自衛の武力行使は可能、②「限定的」集団的自衛は自衛の一種、③過去は個別的自衛のみで対応できたが今は国際情勢が変わったので「限定的集団的自衛」も必要、④砂川判決や1972年政府見解に「限定的集団的自衛」を容認する根拠がある――したがって、日本の自衛に限定した集団的自衛権の行使は従来からの専守防衛の原則と整合し、合憲である、とする主張である。

政府は具体的には「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」という「存立危機事態」の概念を新設し、この場合に集団的自衛権の行使として、武力

¹⁶ 今回の安保法制で自衛隊による後方支援活動として武器・弾薬の輸送まで可能となったので（法理上は核兵器の輸送まで可能）、政府の言う「武力行使の一体化」論の破綻は明白で、この点も違憲性が強い問題であるが、詳細は別稿に譲る。

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

行使ができるという。これに伴い、武力行使ができる要件を修正し、新三要件として規定し直した：

- (1) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- (2) これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- (3) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

(2)(3)や、(1)の「我が国に対する武力攻撃が発生したこと」は従来の武力行使の三要件と変わらないが、(1)の「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」が新しく、集団的自衛権の行使を導く文言として追加された。そして「他国に対する武力攻撃」の発生によって日本の「存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」状況とは「その状況下、(日本が)武力を用いた対処をしなければ、我が国の国民に対し、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」のことを指すと言う¹⁷。

この政府の合憲論に対して、法曹の専門家の間では違憲論が大勢を占め、憲法学者へのアンケート調査では122人の内、119人が違憲、あるいは違憲の疑いと答えた¹⁸。日本弁護士連合会も安保法制は立憲主義に

¹⁷ 第189回国会「衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録(以下、衆議院特別委会議録と略)」第17号、2015年7月3日、22頁。
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0298/18907030298017.pdf>
2016年10月31日閲覧。

¹⁸ 判例集『憲法判例百選』(有斐閣、2013年)を執筆した憲法学者209人にアン

もとり、憲法に違反するとする意見書や会長声明を頻繁に発出、署名活動などを展開する。また、通常裁判官は現在進行中の法的課題に対して法廷外において意見は述べないが、今回は元最高裁判所長官を含む判事経験者らが批判を表明した。濱田邦夫・元最高裁判事は安倍内閣の主張に対し「普通の知的レベルの人ならば」わかる意味を政府解釈のように「読替えをする」のは「法匪」の行いとまでの表現を用い¹⁹、山口繁・元最高裁長官は「論理的な矛盾があり、ナンセンスだ」とそれぞれ厳しく非難した²⁰。大森政輔、秋山収、阪田雅裕、宮崎礼壹の歴代内閣法制局長官も違憲の見解を示した²¹。

この合憲／違憲論争の焦点は集団的自衛権の性質のとらえ方にある。政府の主張は、今回可能とする集団的自衛は、他国防衛も含めた全機能（フルスペックあるいはフルセット）の集団的自衛でなく、日本の自衛に限った「限定的集団的自衛」なので、日本の自衛という性質において個別的自衛と同根であり、したがって個別的自衛が合憲とされるように、「限定的集団的自衛」も合憲というのであるが、この考えの根底にあるのは集団的自衛と個別的自衛を同次元でみる発想である。果たして両者の性質は同一視できるものなのか。

個別的自衛と集団的自衛は、国連憲章第 51 条の並列的な表記ゆえに国家の基本権として同次元にみられがちだが、基本的に両者の性質は異質とみるべきであろう。

ケートを実施し、回答した 122 人の内、「憲法違反」は 104 人、「憲法違反の可能性」15 人、「憲法違反にあたらぬ」2 人、回答なし 1 人だったという。『朝日新聞』（朝刊）2015 年 7 月 11 日。

¹⁹ 第 189 回国会「参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会会議録（以下、参議院特別委公聴会会議録と略）」第 1 号、2015 年 9 月 15 日、4 頁。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0193/18909150193001.pdf>
2016 年 10 月 15 日閲覧。

²⁰ 『日経新聞』（朝刊）2015 年 9 月 4 日。

²¹ 『東京新聞』（朝刊）2015 年 6 月 20 日。津野修は政府の論理は抽象的で判断できないとした。

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

まず外形的な面で両者は本質的に異なる。日本による武力の行使が許される、従来の個別的自衛の場合は、日本に対する「武力攻撃の発生」という現に起きた事実関係を要件としている。他方、存立危機事態における「限定的集団的自衛」においては、前段として日本と「密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」するという事実関係を要するものの、日本が武力行使をするか否かの最終判断は、その他国に対する武力攻撃の発生を、日本が手をこまねいて放置すれば日本が「武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が（日本に）及ぶことが明らか」か否かという、予測をもとになされるわけである。従来の個別的自衛が事実関係という外形的に明瞭な客観条件に拠っているのに対し、存立危機事態における集団的自衛は予測という外形的に不分明な主観条件に拠っている点において、両者の性質は相違しているのである。

この点の相違は換言すれば、量的相違か質的相違かという観点の議論でもある。個別的自衛と集団的自衛は量的な違いであれば「3」のものを「5」に変更しうるように、個別的自衛を単純に拡大すれば集団的自衛になりうる。しかし、両者が質的な違いであれば「X」という質のものをいくら拡大しても「Y」という質のものには変わらない。つまり個別的自衛が容認される原則をそのまま単純に拡大、延長しても集団的自衛を容認する結論にはならないのである。この点は、秋山收・内閣法制局長官(当時)が国会で自衛の必要最小限度の範囲について問われた際、「集団的自衛権について…数量的な概念として申し上げているものではございません」と答え、集団的自衛と個別的自衛は量的な違いでないのと同じ範囲内で論じられない旨、すでに示している²²。

また、内実的な面でも個別的自衛と集団的自衛は本質的に異なる。個別的自衛権は、国家の存在そのものから導出される自然権的な自己保存

²² 第159回国会「衆議院予算委員会議録」第2号、2004年1月26日、5頁。
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/159/0018/15901260018002.pdf>
2016年10月15日閲覧。

概念に由来し、国際法上、慣習法としてつとに正当化されてきた古い概念である。これに対し、集団的自衛権は主権国家体制の進展に伴い普及した同盟／勢力均衡の手法に由来するのであり、安全保障政策上の技術的な性質の権利と言える。戦間期にその先駆が生まれ、国連憲章の第51条で明文化された新しい概念である。集団的自衛はあらかじめ潜在的な敵と味方を線引きする発想が前提であり、容易に世界大戦に発展しうる危険性がある一方、個別的自衛は自己に対する敵対行為を排除するのが基本概念であるからそうした危険性は低い。このように集団的自衛と個別的自衛はその内実においても本質的な相違が大きいとみることができる。

また、国連憲章第51条ではあたかも両者が同質のように並列的に規定されているが、その起草過程をみると両者の位置づけは異なり、憲章起草者には集団的自衛権の発動を危険視し要件を制限する意図があった²³。そもそも国連の集団的安全保障の制度と集団的自衛は論理的に共存できず、集団的自衛は国連の集団保障秩序を崩壊させてしまうおそれをもっている²⁴、第51条を根拠に個別的自衛と同様のイメージで集団的自衛を肯定する言説は皮相的な謬論と言うほかない。

このように、個別的自衛と集団的自衛が本来、異質であるのに、それを従来と同じ論理的枠組みで正当化しようとする安倍内閣の主張は、合理性を欠いている。2015年6月4日の衆議院憲法審査会で、与党側参考人であるのに長谷部恭男・早稲田大学教授が「(政府が) 集団的自衛権の行使が許されるというその点について、私は憲法違反であるというふうに考えております。従来政府見解の基本的な論理の枠内では説明が

²³ 森肇志『自衛権の基層－国連憲章に至る歴史的展開』東京大学出版会、2009年、250～269頁。

²⁴ 高野雄一『集団安保と自衛権』東信堂、1999年、313～314頁。

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

きませんし、法的な安定性を大きく揺るがすもの」と指摘したのは大きな反響を呼んだ²⁵。

また、政府はその主張の正当性の根拠として砂川事件最高裁判決と1972年(昭和47年)政府見解を持ち出すのであるが、この点においても批判が大きい。砂川判決を根拠に説明する政府・与党のロジックは単純化すれば、①砂川判決で最高裁は「必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のこと」であると認めており、②その必要な措置には集団的自衛も含まれるのであり、③また、統治行為論で高度な政治判断は政治家に任されているのであるから、④今回、政府は限定的な集団的自衛を必要な自衛の措置として実行できる、とする考え方である。

他方、1972年政府見解を根拠に説明する政府のロジックは単純化すれば、①外国の武力攻撃によって日本が甚大な被害を受ける際、自衛の武力行使は可能なのであるが、②外国の武力攻撃とは日本に対する場合と他国に対する場合と両方あるから、③外国に対する武力攻撃が発生した際、日本が甚大な被害を受ける時も日本は自衛の武力行使として集団的自衛権を行使できる、とする考え方である。

しかし砂川判決では集団的自衛権については一切検討されておらず、その論点は米軍の日本駐留の正当性であった。判決は結論として「憲法9条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではない」として、戦力に当たらない在日米軍を日本の自衛の措置として許容するが、集団的自衛権の行使も必要な自衛の措置として許容できるという判断は示されていない。統治行為論は政治家としては援用したくなる便利な理屈であるが、それは最高裁が回答するかしないかの問題であり、実際に違憲か否かの判断とは別で

²⁵ 第189回国会「衆議院憲法審査会議録」第3号、2015年6月4日、10頁。
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0250/18906040250003.pdf>
2016年10月15日閲覧。

ある。そもそも三権分立の基本原則に立てば統治行為論は極力限定的にとらえるべきであるところ、はなから統治行為論を前提に立法を図る政府の発想は傲慢のそしりを免れない。

1972年政府見解では「他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」と明言しているにも関わらず、安倍内閣がこの政府見解を根拠に今回の安保法制における集団的自衛権の行使を正当化するの、「外国の武力攻撃」という用語の読み替えと集団的自衛権の独自の定義づけにある。つまり、1972年当時の議論においては「外国の武力攻撃」を日本に対して発生した場合として考え、個別的自衛を肯定したのであるが、安倍内閣はこの政府見解における「外国の武力攻撃」の意味は他国に対して発生する場合も含んでいるとして、まずこの「外国の武力攻撃」という用語を読み替えている。そして、1972年見解に示されている基本論理一つつまり第9条の下でも日本に甚大な被害がある場合には必要な自衛の武力行使ができる一に、「外国の武力行使」が他国に対して発生した場合をあてはめれば、他国に対して発生した武力攻撃によって日本に甚大な被害が生じる場合、日本の自衛の措置として武力の行使ができ、この武力行使は日本防衛のための「限定的集団的自衛」一つつまり他国防衛ではない、新しい定義付けの集団的自衛一なのであると説明するわけである。

しかしながら、この読み替えの正当性を裏付ける政府資料は国会の審議の中で出されていない。そもそも集団的自衛権の行使は憲法上不可能とする政府の解釈は、国連加盟前の下田武三・外務省条約局長の答弁に始まり、展開され、1972年政府見解で明確に確立されたと言える²⁶。ここでは「外国の武力攻撃」は日本に対して発生する文脈で議論されてきたゆえ、当然、他国に対して発生する文脈で議論された資料は存在していない。また、そこで政府が議論してきた集団的自衛の本質は他国防衛

²⁶ 浦田一郎「集団的自衛権はどのように議論されてきたか」渡辺治他『集団的自衛権容認を批判する』日本評論社、2014年、75頁。

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

にあったのであり、今回の安保法制で集団的自衛に自国防衛の要素を積極的に定義付けるのは、従来からの見解とは非連続なものと認定される²⁷。安倍首相が「外国の武力攻撃」は他国に対して発生するとも読めるではないか、と主張するだけでは、単なる強弁の域を出ない。

これに対して、政府は「当てはめ」の問題として説明する。横島裕介・内閣法制局長官は「これに当てはまる極限的な場合として、…これまでの認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し(傍点筆者)た場合も限定的な集団的自衛として、新たにとらえ直すのだというのであるが²⁸、確かに当てはめる事例が違っただけでロジックは従来の原理と変わらないという主張は「少なくとも論理としては成り立つ」余地があるものの²⁹、それにしても3点の本質的な疑問が呈される。

1点目は、「これまでの認識を改め」ねばならない立法事実があるのかという疑問である。安保法制に関する立法事実は国会でもたびたび追及されたが、政府側は漠然とした国際情勢の変化を言うだけで、具体的な事実関係とそれに基づく現行法制の不備を合理的に説明していない。なんとなく危ないのは確かだろう、という程度の危機感だけでは「これまでの認識を改め」、大規模な法制をつくる理由としては説得力に欠けている。

2点目の疑問は、公明党が歯止め効果として説明した点であるが、實際上、そうしたまさに「極限的な場合」があり得るのかという問いである。新三要件の第一要件は換言すれば以下のように単純化できる。

²⁷ 阪口規純「池田・佐藤政権期の集団的自衛権解釈と1972年見解」『国際公共政策研究』第20巻第2号(2016年)14～15頁。

²⁸ 第189回国会「衆議院特別委会議録」第8号、2015年6月10日、10頁。
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0298/18906100298008.pdf>
2016年10月15日閲覧。

²⁹ 阪田雅裕『憲法9条と安保法制』有斐閣、2016年、25頁。ただし、阪田も立法事実や説明不足を理由に政府案を否定する。

日本と親密な他国に対して武力攻撃があった場合、日本に対しては武力攻撃がなくても、日本が武力行使をできる（＝集団的自衛権の行使）。しかしそれは次の二つの条件がそろった場合のみ（＝限定容認）。

条件①：もし日本が武力行使をしないうで放置すれば、日本が武力攻撃を受けたのと同様の、国家存亡にかかわる被害が生じる

条件②：その①の危険が明白に推測できる

要は、日本が他国の戦争に加担しなかったら、日本が滅びかねない惨害に日本が見舞われることが火を見るより明らかな場合、日本が武力攻撃を受けていなくても、日本から先に武力を用いることができる、という意味である。しかし武力攻撃による国家存亡の危機とは、たとえば太平洋戦争における米艦隊の沖縄上陸、広島・長崎への原爆投下のような事態であろう。いま日本が他国の戦争に首を突っ込まなければ、沖縄戦や原爆のような惨害をこうむる危機などが起きえるか。ホルムズ海峡の封鎖によって原油の輸入が滞る程度の危機ではこの新三要件に該当はしない。現実的にありえない事態を想定してあえて立法するその意図には別の真意—たとえば武力行使の恣意性を高めたいなど—の潜在を疑わざるを得ない³⁰。

3点目の疑問は、「自国防衛の限定的集団的自衛」として日本に対する被害の発生を予測して日本が先に武力行使に及ぶのであれば、個別的自衛権の先制的行使の概念と同じでないか、という疑問である。個別的自衛権と集団的自衛権において概念上、自国防衛という観点で両者がベン図のようにオーバーラップする部分を想定できる以上、重複部分をどちら側

³⁰ 公明党は当初、この新三要件に該当する事態は実際にはほぼ起きえないので、実質的に集団的自衛権行使に歯止めをかけたと自負したが、安倍首相は国会の中でホルムズ海峡の封鎖も該当事例として言及し、「総合的に判断する」というあいまいな答え方をしているの、歯止めとして機能するかは不透明であろう。

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

としてとらえるかの判断は重要であるが、その点の議論も国会では深まっていなかった。「(どちらなのかという)概念の遊びをしたところで、日本の安全にもつながりません」とも言われるが³¹、その争点は安全度などの実質的な効用の問題でなく、理念や姿勢の問題であろう。個別的自衛としての先制的な武力行使は国際法上、それ自体の妥当性と、妥当としてもどの段階まで前倒しが許容できるかの線引きの問題として、見解はわかれる。しかし、重複部分をあえて個別的自衛ととらえる場合、そこに含意されるのは、従来の憲法第9条の理念と立憲主義の原則を固守するという明快な信念である。逆に、政府の立場のように、あえて一線を越える形でこれを集団的自衛ととらえるなら、そこに含意されるもの—たとえば戦後レジームの脱却など—が率直に議論されねばならない。

このように集団的自衛権をめぐる法的論点を検討すると、政府の主張には牽強付会の感が強く、合理性を欠き、説明・議論が不十分なため結論として説得力に乏しい。

<安倍政治の非立憲性>

もう一点、安保法制が憲法との関係で議論となる論点は、「立憲—非立憲」の対立軸である。現代の憲法の典型的な本質として、佐藤は4点を列挙し—①憲法と称して他の法形式と区別して制定される成文法があること、②その成文法が政府の正当性の唯一の法的根拠であること、③その成文法は基本的人権を保障し、権力の濫用を防止するための統治構造(権力分立、権力の抑制・均衡)を定めていること、④その成文法は他の法形式に優位し、その優位性を確保するため独立した機関が違憲審査権を持つこと—、こうした憲法を土台にして国家を運営する方法を立憲主義と定義している³²。

あるいは立憲主義はその歴史的な経緯をみれば、イギリスのコモンロ

³¹ 石破茂『日本人のための「集団的自衛権」入門』新潮社、2014年、135頁。

³² 佐藤幸治「『憲法』および『立憲主義』について」『學士會報』第904号(2014年)、8頁。

一の伝統にあるように、社会を直接構成している諸原則を凌駕する、高次の規範性がア・プリオリに存在すると考える概念でもある。そこでは Constitution は自然法的に人々を拘束する最高位の規範であるが故、選挙で正統に選ばれた政権であっても、法律で具体的な規定があってもなくても、あらかじめ統治者の権限・行為を抑制する効果の源泉と位置付けられる。この考え方が現代憲法の本質として上述の③に直結してくる³³。

こうした国家権力に対する抑制規範としての憲法の機能に着目すれば、憲法を国家権力という「猛獣」を囲う「檻」に見立てることができる。圧倒的な強制力としての国家権力は統治機構の仕組みとして必要であるから、国家権力＝リヴァイアサンという猛獣を飼う必要はあるが、勝手に暴れまわって市民をひどい目にあわせるといけないので、檻に入れておく。この檻がきちんとしていれば、市民の基本的な人権が保障される。しかるに、安倍内閣が安保法制を立案し施行するさまは、政策上の必要性が憲法上の拘束を凌駕するという「非立憲」主義の実践であった。この「猛獣が檻を破る」所業として重大な意味を有していたのが、7・1閣議決定であった。

個別的自衛権による武力の行使は憲法上容認されるが、集団的自衛権までは認めないという従来の政府解釈を、一内閣の判断として閣議決定で集団的自衛権も可能とする解釈に変更するのは、権力抑制規範としての憲法の本質的原則に根底からもとる暴挙であるため「法の破碎」「クーデター」とも称される³⁴。

安倍首相が衆議院予算委員会で述べたように「国際情勢にも目をつぶって、…従来の（憲法の）解釈に固執をするというのは、まさに政治家としての責任の放棄」であるなら³⁵、もはや政治家にとって憲法の制約

³³ こうしたア・プリオリな規範性を主権国家単位だけでなく、国際社会全体に敷衍する「国際立憲主義」の考え方も注目される。篠田英朗「国境を超える立憲主義の可能性」『憲法5 グローバル化と憲法』岩波書店、2007年、99～124頁。

³⁴ 石川前掲論文、218頁。

³⁵ 第189回国会「衆議院予算委員会議録」第19号、2015年6月18日、4頁。

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

は存在せず、そこでは逆に憲法を遵守する政治家の責任が放棄されている。中谷元・防衛相の「現在の憲法をいかにこの法案に適用させていけばいいのか」という転倒した発言や³⁶、磯崎陽輔・首相補佐官の「考えないといけないのは、我が国を守るために必要な措置かどうかで、法的安定性は関係ない」という身も蓋もない発言も³⁷、同様の発想である。

この非立憲の傾向は安保法制という個別の政策に限らず、安倍内閣の政権運営全般に通底している。立憲主義の政治体制では、国家権力は三権に分離・均衡され、政府の行為をさまざまに抑制、管理する仕組み・機能が設けられている。本来の立憲体制では政府はこうした抑制圧力に耐えながら政治を行うはずだが、安倍内閣の特徴はあえてこの圧力を排そうと対抗する点にある。つまり過去の政権には見られなかった「非立憲」の特異性が存在する。政府権力を抑制する仕組み自体に挑み、専断的な権限行使を可能にする仕組みに改変しようとする、ある種の“革命的”な志向である。

本来、中央銀行は政権からの独立性が原則であるが、安倍内閣では日本銀行総裁に黒田東彦をすえ、いわゆるアベノミクスを二人三脚で推進、日銀は政府と一体化した機関に変容している。また、マスメディアは政府に対抗する第4の権力として重大な使命を有するが、安倍内閣・自民党は露骨にマスメディアに対する干渉に及び、NHKの会長、経営委員会の人事も首相官邸の意向を色濃く反映している。そして、本来「法の番人」として政府の行動の法的妥当性をチェックすべき内閣法制局長官に、従来はその専門性と中立性のために法制局内から登用するところ、外務省出身で集団的自衛権の行使に積極的な小松一郎・駐フランス大使

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0018/18906180018019.pdf>
2016年10月17日閲覧。

³⁶ 第189回国会「衆議院特別委会議録」第7号、2015年6月5日、3頁。
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0298/18906050298007.pdf>
2016年10月17日閲覧。

³⁷ 『朝日新聞』(朝刊)2015年7月27日。

を抜擢。病死した小松長官の後継として就任した横畠長官も政府見解を追認する傾向が顕著で、もはや内閣法制局は〈法を守る番人〉でなく〈政府を守る番犬〉になりさがったと揶揄されるような、内閣法制局と政府の一体性が非難されている³⁸。

加えて、中央省庁幹部約 600 人の人事権を内閣人事局が一元管理できるようになった 2014 年の国家公務員制度改革関連法によって省庁からの異論が封じられ、また小選挙区制に由来する政党執行部の権限強化ゆえに自民党内部からも安倍執行部に対し異論は出にくく、結果、さまざまな仕組みがあいまって官邸主導色が極端に強まった異様な政治環境を生んでしまっている。

こうした民主主義に由来する権力創出・権力行使の側面のみに依拠し、立憲主義に由来する権力抑制の側面を蔑ろにする安倍政治に対しては、多くの研究者が象牙の塔から出て異を唱える。「安全保障関連法に反対する学者の会」には参議院で強行可決された時点で、1 万 4 千人以上の研究者が同法に反対する署名を寄せた。従来「最も政治的発言から遠いところにい」た学界の重鎮、樋口陽一・東京大学名誉教授が「憲法研究者として言いたい。立憲主義を知らないなどという政治家に、法が支配するこの世の中を壊されるのを見ていられない」と、街頭でマイクを握ったのは³⁹、他の大勢の市民とともに共有していた、権力抑制機能を欠いた非立憲政治に対する怒りと怖さゆえであった。

4-2 政策論

立憲主義体制の政治においてなされる立法、政策は全て憲法の枠内で実行されねばならないため、4-1 で考察したように、7・1 閣議決定が立憲主義にもとり、集団的自衛権の行使を可能とする安保法制が違憲で

³⁸ 西川伸一「内閣法制局の現在—『黒子』が政治化するまでの軌跡」『法律時報』第 88 巻第 12 号（2016 年）、74～79 頁。

³⁹ 神奈川新聞「時代の正体」取材班『時代の正体—権力はかくも暴走する』現代思潮新社、2015 年、33～34 頁。

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

あるならば、この段階で安保法制に対して不可の評価が確定してよいのだが、他方、法的な観点の議論とは別に、実際に安保法制は役に立つのかという実効的な観点からも、多様な議論が呈されている。そもそも政府は、安保法制を「合憲」とみなすから、政策としていかに有意義かを安倍首相自ら能弁に説明するのであるが、果たしてそうなのか。以下では、政策論として安保法制はどのような意味があるのか、有効なのか、あるいは逆効果なのかを検討する。

<現状・目的・認識>

安倍内閣が安保法制の有用性を説明する文脈は、3種の要素から構成されている。まず、変化する国際情勢の中で日本をとりまく国際関係が不安定化しているという現状認識を示したうえで、その中で日本の平和と安全を確保せねばならないという目的を掲げ、その手段として安保法制の必要性を説くのであるが、ここには①現状認識と、②目的、③手段の3要素が存在する。これら3要素がすべて合理的であれば、安保法制という日本政府の取り組みは有意義な政策として評価できよう。この3要素について、以下、安全保障理論を根拠としてその妥当性を考察する。

現状認識として安倍内閣は、国際的な脅威が増し日本は不利な状況にあるととらえるが、確かに中国や北朝鮮、国際テロの問題が近年、顕在化しているため、この現状認識は一般にも共有されている。しかし後述するように、必ずしもこれらの問題における脅威の程度は一様でなく、安倍内閣の扇情的な世論操作が実態以上の脅威認識をもたらしている面がある。とはいえ、さしあたり、一定の危機感を現状から認識するのは、特段不合理ではない。そうした現状の中で、日本の平和と安全を確保、維持するという「目的」を設定することにも異論は生じない。

そこで政府はその「目的」のための「手段」として安保法制を位置付けるのであるが、この「手段」という要素において、安保法制の妥当性に大きな疑問が生じる。つまり、「目的」を達する「手段」として合理的、効果的なのか、という点である。

手段として安保法制をとらえた場合、その本質は、自衛隊の対外的な活動を質、量的に拡充することにある。つまり日本国が対外的に選択できる行動として、強化された軍事的なオプションを新たに入手することを意味する。この武力を用いる手法は、安全保障の理論においてどのような評価がなされるか。

一般論として、ウエストファリア体制下の国際社会という、自助を基本とするアナキーな状況において武力は依然、不可欠な位置づけにあり、主権国家が軍事力の保持、強化を図る発想は、それ自体は一定の国家理性に基づいている。その意味で、安倍内閣が日本の対外政策の立案において軍事的な着想に依拠するのは当然であり、むしろ不可欠なのであるが、この国際社会における武力の基本的不可避性は認めたとえでなお、安保法制という軍事オプションには安全保障の一般的知見に照らして、少なくとも2種の深刻な懸念が指摘される。一つは軍事力に内在する本質的弊害と、もう一つは軍事的オプションの偏重性である。

<軍事力に内在する本質的弊害>

まず、軍事力に内在する本質的弊害であるが、これには少なくとも二態様あり、それらは「安全保障のジレンマ」「同盟のジレンマ」と称され、両者が併発すると「複合的安全保障ジレンマ」とも言われる。安全保障のジレンマとは、軍事力の存在は「威嚇」として相手側にこちら側が望まない行動をさせない「抑止」の効果を一時的に生むので、その意味でこちら側の安全は高まるが、相手側は押さえつけられまいと反発し軍事力の増強を図る結果、緊張はよけいに深まり逆に安全でない状況を招いてしまうというジレンマである。安保法制によって日本が軍事的な圧力を強め威嚇した結果、その対象とされる中国には一定の牽制効果が期待されつつも、当然、中国が圧力に屈するとは考えにくく、むしろ中国の対抗的措置を招き、逆に日中間の緊張が増すと懸念される。安倍首相の記者会見や国会答弁では、安保法制の「切れ目のない対応」による「抑止」効果を再三、強調するが、「安全保障のジレンマ」による弊害にはほ

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

とんど言及がない。確かに一般論として武力による抑止効果はあり得るが、その弊害についての説明が不十分である以上、安保法制の成果を額面通りに期待することはできない。

また、この「抑止」論に関する研究では、抑止の実効性確保には「威嚇」と合わせて「安心供与」の側面も必要と指摘される。つまり、相手側に対し、相手側が現状変更を強行すれば軍事力による懲罰を受けるが—威嚇—、現状維持を続ける限りそうした懲罰はないという明示的な約束も提供することで—安心供与—、相手側の行動に対する制御が増進しうると考えられている。換言すれば、相手側にこの線を越えてはならないというレッドラインを明示することで、はじめて相手側はその直前で自制できるわけであり、逆にこの線があいまいであれば相手側は瀬踏みしつつ徐々に現状を改変し、抑止したい側はいずれ実力行使に及ぶしかなくなってしまう。安保法制が意図している対中抑止は、米軍や自衛隊の威嚇に偏重し、この安心供与の発想に欠ける点から考えても、政府が言うような効果は想定できにくいと言える。

他方、「同盟のジレンマ」という問題も安保法制の効果に疑問を呈する根拠になる。これは、自国の安全のために他国と同盟関係を持つ場合、同盟の相手方から見捨てられまいとして同盟関係の強化に走ると同盟相手国の戦争に引き込まれてしまうし、逆に引き込まれまいとして距離を置こうとすると今度は見捨てられてしまう、というジレンマを指す。

日本をめぐる現代の大局的な国際関係をみると、覇権国家であった米国の衰退と新興・中国の台頭によるパワーバランスの動揺が指摘される。東アジアの安定要因と目される米国の後退・離反は直接日本の安全保障にとって負の影響を及ぼすとみるなら、米国を東アジアにつなぎ止め、日米同盟を維持する努力が必要で、安保法制はその一環と位置付けられる。つまり、日本は米国から見捨てられまいとして集団的自衛権の行使にまで及んで、去ろうとする米国に“抱きつく”意味合いがある。しかし同時に、抱きついた勢いで、そのまま米国の戦争に引き込まれる

状況が生じえる。イラク戦争など米国がしばしば行う武力行使の不合理な実態を踏まえれば、集団的自衛権を行使して日本が米国の戦争に関与する意味には、大きな躊躇が生じる。同盟国間の関係性が対等であれば主体的な判断によって軍事行動の可否を選択できるが、日米間の非対称的な関係において米国からの要請にどれほど日本が自立した判断、独立した行動ができるかは、はなはだ心もとない。これまでは憲法9条を盾に集団的自衛権の行使はできないという立場で米国を拒めたが、安保法制で集団的自衛権が行使できるとなった以上、米国の要請を拒める大義名分はなく、結果、言われるまま戦争に引き込まれる、巻き込まれるリスク、コストの大きさを考えれば、日米同盟の強化によって得るメリットはかなり相殺されてしまう。安保法制による日米同盟強化の功罪は、一定の意義はあり得るとしても、相当のマイナス要因が付随するのは明白である。

< 軍事的オプションの偏重性 >

もう一つの軍事的オプションの偏重性という懸念は、日本の平和と安全という「目的」に対し、有効な「手段」は多種多様にあるのに、安保法制という軍事的「手段」のみに偏り過ぎている実態を意味する。軍事力の一定の有用性は上述したが、国際関係において対立・紛争の発生を抑え、友好的な安定した状況をもたらす方法論としては、武力以外にさまざまな発想・手法がある。

まず、国際関係を安定化させる最も基本的な手法は外交である。首脳間の密な意思疎通と厚い信頼感に基づく国家間関係があれば、対立的な懸案の発生に対しても双方が抑制的に事態の善後策を模索しやすい。日中関係悪化の背景には日中双方の原因があるが、今のように首脳会談、外相会談の頻度や内容が乏しければ、閉塞した関係が続いてしまう。安倍首相は口癖のように「対話のドアは常にオープンだ」と言うが、ドアを開けて待っているだけでは事態は動かない。加えて、言わずもがなの靖国参拝問題や歴史認識問題で、日中の外交関係をいっそう後退させて

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

いる面もある。日朝関係も 2002 年の小泉純一郎首相の訪朝以来、制裁と反発の不毛な状況が続き、ピョンヤン宣言で合意した国交回復の目標は遅々として進んでいない。外交には強硬と協調、両面の立場が必要であるが、安倍内閣が協調外交による脅威の緩和という発想に乏しいのは明白であり、逆に強硬的な姿勢に偏るのはバランスを欠く意味で不合理、不効率と言える。

国際法は、国際社会における規範として国家間関係の安定化に資する効用がある。複数の国家が存在すれば利害衝突は不可避であるが、以前はその対処法として戦争が通常を選択肢としてあり、軍力は最大の力の源泉と目されていた。しかし、無差別戦争観の下、戦争が肯定されていた伝統的国際法は、しだいに戦争違法化の潮流の中で進歩、変容し、現在では国連憲章第 2 条 4 項に象徴される武力不行使原則の確立に至っている。併せて国連憲章第 6 章の規定や国際刑事裁判所の設立など、紛争の平和的解決の仕組みも拡充されている。昨今、国際的な司法制度の活用による国家間関係の安定化は歴史の必然でもある。中国が南シナ海に人工島などを建設している問題で、安倍内閣は中国の行為を国連海洋法条約に基き違法とする仲裁裁判所の判断を支持するが、自国に有利な場合のみ国際法を重視する姿勢は一国際社会の常識的悪弊とはいえ一むしろ対決色を強め逆効果にもなりかねない。そもそも、立憲主義の崩壊として上述したように、自国の憲法を尊重しない政府が他国に国際法の遵守を求めても、その独善性は失笑を買ってしまう。日本は領土問題への対応をはじめ、国際法・国際司法制度の活用という手法をもっと考慮しうる余地があろう。

国際社会は自己の国益の最大化を図り功利的に行動する国家から成るが、そうした利害関係とは別次元の、道義的な動機による国家の行動もある。震災などの大規模災害に見舞われた国は、ホップズ的なリアリズムで考えれば容易につけこまれやすいのに、逆に支援や激励が向けられる状況は、国際関係で作用するヒューマンイズムの存在を示唆している。

困窮する他国に手を差し伸べる国、平和や人道、人権という理念を高く掲げる国、どの国とも友好的・中立的にあたる国は恩義や徳望や信頼を集め、それらが無形の道義的な力として平和や安全の確保に資する面がある。1985年、イラン・イラク戦争で日本人215人が現地に取残された際、トルコ政府が日本人救援のために航空機を手配したのは、1890年に和歌山県沖で座礁したオスマントルコの軍艦、エルトゥールル号の乗組員を地元の漁民らが献身的に救護したことの、恩義からだったという。日本は唯一の戦争被爆国、憲法第9条、戦後の経済発展、温和で勤勉な国民性、ODA（政府開発援助）、独自の文化などから、一定の無形の力「ブランド力」を確立しており、これを活用することは一つ的手段として有効である。しかし安保法制が武力強化という政策オプションである以上、武器輸出三原則の撤廃や防衛省による大学との協同研究の開始、ODAの軍事分野への拡大とあいまって、平和国家・日本というブランド力の低下は明白である。

また、交流や貿易などで経済活動が国家間で相互に緊密化すると、持ちつ持たれつの関係の深化により、相手側のダメージが即、自国に反射する状況が生じる。それゆえ自己利益の確保のためには他国との良好な関係を維持するインセンティブが働き、対立を回避・抑制する効果が生じる。こうした経済的相互依存関係による戦争回避の発想は、第2次世界大戦の反省として戦後、国際社会が自由貿易体制を構築してきた論拠でもある。そうして生じるある種の規範概念・制度は国際レジームとして国際関係を安定化させる作用を及ぼす。とくに近年の、モノ、カネ、人、情報が国境を越え縦横に相関する「複合的相互依存（complex interdependence）」関係が米加、独仏の安定関係を説明するように⁴⁰、世界第2位と第3位の経済規模を持つ日中間においても、こうした経済関係を中心とする関係強化は安定化の有効な方策であるはずだが、現状

⁴⁰ ジョセフ・S・ナイ『国際紛争—理論と歴史』有斐閣、2002年、237～239頁。

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

では「政治経熱」と象徴されるように、政治問題を安定的に処理できるレベルまでは、相互の深化が至っていない。

「民主主義国同士は戦争をしない」と説かれる「デモクラティック・ピース論」によれば、国家の民主化の促進が対外関係の安定化、友好化に結びつくと期待できる。その理由として、民主制国家であれば市民の戦争を忌避する意向が政府に反映しやすい、透明でオープンな政治機構が外部の不信感を除去する、話し合い・多数決という決め方が非暴力的な価値観を醸成する、といった点が指摘される⁴¹。ただ、民主国であっても対・非民主国との関係では戦争抑制効果は疑問であり、また速成的な民主化は深刻な副作用も併発する。言うまでもなく、2003年からの米国によるイラクに対する武力行使のように、武力による強制的な民主化は国際法的にも実効的にも不当であるが、対中国や対北朝鮮との関係において、内発的な民主化の進展が期待できるよう非強制的な手法ではたらきかけることは、日本との関係を安定化できる礎を築く意味で、即効性はないものの中・長期的なスパンで根底から利いてくる手法であろう。

国家間関係の安定化は、政府に限らず、市民がアクターとして寄与する面がある。グローバル化の進展に伴い、地球市民社会論として特筆されるように、市民やその組織体のNGOがもたらすトランスナショナルな効用は、安全保障などのハイ・ポリティクスにおいても看過できない。文化、スポーツ、学術、芸術などを介して、諸外国と市民同士の交流が活発化すると、政府レベルとは別のトラック2として、独立した機能が生じる。社会心理学における「接触仮説」で説明されるように、個人間の直接的な意思疎通・交流は偏見やステレオタイプのイメージを除去し、親密な協力関係の構築に資するため、国家間で市民レベルの直接交流が活発化すれば世論としての対外イメージが好転し、それは政府レベルの国際関係にも波及する。日中間の民間交流は一定の実績があるとはいえ、

⁴¹ ブルース・ラセット『パクス・デモクラチア—冷戦後世界への原理』東京大学出版会、1996年、40～78頁。

世論にみる双方の嫌悪感は依然収束傾向にはない。市民交流を促進する環境整備に政府が重点的に取り組むのは、国家間の安定関係を確保するのに有効な一方策である。

国連による集団的安全保障のしくみは、①国連加盟国は国際紛争の解決に武力を用いない、②それを破って武力を行使した加盟国に他の加盟国が集団で制裁を科す、という二つの約束から成り、上述した外交と国際法、武力を組み合わせた性質がある。現状では国連憲章が想定した通りの具体化と成果には至っていないが、この国連の集団的安全保障の未完性ゆえに、加盟国は基本的に2種の選択肢を迫られてきた：一つは、国連を見限り独自に別の安全保障策で自国の安全を確保するか、他方、国連を強化し機能する集団的安全保障体制の下で自国の安全を確保するか。国連の集団的安全保障に代わる安全保障策として一般的なのが、伝統的な勢力均衡の発想に依拠する同盟策であり、その具体的な行動として集団的自衛権の行使がある。日本はこれまで建前的には「国連中心主義」を標榜してきたが、実際は米国との緊密な同盟関係に日本の安全を託すという発想であった。今回の安保法制は、ついに集団的自衛権の行使にまで乗り出すわけだから、従来を選択をさらに推し進める意味がある。しかしながら、勢力均衡＝同盟＝集団的自衛による方策と、国連の集団的安全保障による方策は根本的な理念が背反している。つまり基本的な発想として、勢力均衡＝同盟＝集団的自衛の構想はあらかじめ敵と味方を想定して境界線を引くのであるが、国連の集団的安全保障はあらかじめ特定の敵や味方を想定せず、国際秩序の攪乱者の出現ごとに無差別に対応するフラットな性質なのである。両方策には、あらかじめ境界を引くか、引かないかという排他的な性質の相違がある以上、論理的に共存しえず、無理に併存すればどちらかの機能は妨げられてしまう。今回の安保法制には国際社会全体の公益に資する語感の表記もあるが、その実は国連の枠があろうがなかろうが、米国を中心とした国際的軍事共同行動への参加を意味するものであるから、基本的に国連の集団的安全

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

保障体制とは逆行する性質である。あらかじめ敵・味方の境界線を設ける同盟型安全保障策の本質的不安定性や、コンサート・オブ・ヨーロッパの時代から国際連盟、国際連合と発展し、勢力均衡から集団的安全保障に移行してきた歴史的進展を考えれば、さらには日本国憲法の前文に見る国際協調主義の理念に立てば、国連の集団的安全保障の強化に日本の安全を託す手法がもっと考慮されてよいはずである。

こうした「外交による平和」「法による平和」「道義による平和」「経済による平和」「民主主義による平和」「市民交流による平和」「国連による平和」など、「武力による平和」以外の多様な発想・手法を導入したベストミックスの「手段」を講じることで、日本の平和と安全という「目的」が最も効率的に達せられるはずである。ところが安倍内閣の姿勢には安保法制という武力強化の手法に偏り、外交をはじめ他の手法がほとんど顧みられない点において、目的達成に対する方法論として、合理性、実効性を欠いていると言えるのである。

〈政策選択の意思決定に当事者＝国民が関わる重要性〉

本稿では上述のように、安保法制の本質－強化された対外的軍事オプション－に着目し、武力に関する安全保障理論に照らして、その政策的意義を検討し、安保法制の効果には大きな疑問があると指摘したのであるが、他方、安保法制の具体的内容に即した個別的分析も別途、重要であるのは論をまたない。PKO との関連、グレーゾーン事態、国連の枠内あるいは枠外の国際的な共同軍事行動、後方支援活動の拡大、自衛隊のリスク負担、憲法9条下の日本独自の法理論と国際法との矛盾・乖離など多数の論点があるが、ここではこれらは別稿に譲る。

法律論として安保法制を検証した場合と異なり、政策論における安保法制に対する評価の中には肯定的な要素も混在している。論点によっては一定の合理性は存在し、その限りにおいて安保法制を政策論として全否定する評価にはならない。しかし、この点は先述したように、法案として福袋式で提案された以上、反応は一括して賛成か反対かしかなく、

内容的には肯定できる面がありえるとはいえ、賛否を問われれば不合理な面を多数含んでいる以上、YES/NOの選択の下では、一括してNOとするしかない。

法律の個別具体的な論点を見る場合、とくに、個別的自衛の範囲に入るグレーゾーン状況の対応とPKOへの参加拡大などは肯定的な観点を含みうる。南スーダンの国連PKO活動に参加している自衛隊に、新たに駆けつけ警護などの任務を付与する問題は、日本の自衛官が犠牲になるようなリスクは避けるべきという要請と、国際的な平和構築・人道主義の活動に寄与すべきという要請の間で、選択には逡巡がある。また集団的自衛権の行使であっても、上述したように、不効率、逆効果という疑問が大きいとはいえ、一定の正の効果がありえるのも否定できない。究極的にはその選択の適否は不可知であり、最終的に選択が正しくても間違っている場合も選択した当事者の責任に帰するしかない以上、結局その結果に責任を持つかどうかは、その選択をめぐる意思決定のプロセスにどれほど関与できたかによってくる。当事者としての関与が薄ければ、一方的な強制的な選択による不利益を甘受できないが、意思決定に十分参画した主体的選択の結果の不利益であれば、それは納得して受け入れるしかない。この点を鑑みるとき、「論理的枠組み—手続論」で示したような、強引で拙速な国会審議の結果としての安保法制の施行は、仮に今後、安保法制のせいでは不利益が生じた場合—たとえば日本をまきこむ武力衝突の発生や自衛官の殺傷など—、その不利益を国民として納得し受け入れるわけにはいかない。政策の選択は未来に対するある種の「賭け」である以上、この政策決定プロセスに民意の反映を著しく欠いている安保法制は、そもそも市民の側からすれば実効性の有無にかかわらず、「賭けた覚えがない」と拒むしかないのである。

4-3 人物論

ここまでは安保法制を論理的に考察する際、その内容に関する実質的

市民に説く記者会見などで何度も用いた、米艦船で搬送されている日本人母子の事例である（図表Ⅱ）。安倍首相がこの例で説明した論旨は、①避難する日本人母子を載せた米国の軍艦が軍事攻撃を受けたという状況が起きると、②現状では日本の自衛隊はこの日本人母子を救うための反撃ができないので、③新たに集団的自衛権の行使を含む安保法制が必要、という内容であった。この説明を聞けば、日本人であれば同胞を助けたいと思い、安保法制の必要性に納得しがちである。しかしながら、ここには、相手方を錯誤に陥れて利益を得ようとするために行う「欺罔行為」が潜在している。つまりこの話法には「詐欺罪」の構成要件に類似する主観的意図、行為、結果を推計することができる⁴³。

「欺罔」的な性質の1点目は、論点の意図的すり替えである。運用レベルで考える場合、現状確かにこのようなケースで即座に自衛隊の実力行使が可能とは言えない。したがって、自衛隊が動けない→日本人を助けられない→新しい対応がいる、という理屈は成立する。しかし、外形上は米艦防護という集団的自衛の状況があっても、基本的に日本国の立場で日本人母子の保護を考えるのであれば、事案の本質は個別的自衛ととらえることができる。運用面での法改正や調整は必要としても、集団的自衛という異質な論拠を新たに導入する必然性はない。しかし安倍首相の話法は、日本人を「見捨てるしかない」という衝撃的な前提を楯子に、そこで生じる動揺につけこむ形で論点を個別的自衛から集団的自衛にずらし、結果、日本人を助けるために集団的自衛を受容するという錯誤の認識を聴衆に形成させる効果があった。

2点目は非現実性である。武力紛争地から民間人が避難する場合、通

⁴³ 筆者はこの点を悪徳業者の訪問販売にたとえた。饗場和彦「集団的自衛権の不合理—行使容認に三つのわな」『徳島新聞』（朝刊）2014年6月19日。この点を最も端的に表現した評論者の一人は大橋巨泉だった：「紙芝居のようなパネルを使って、『平易に叙す』ことを心掛けたようだが、その内容たるや、『大ウソ』や『スリカエ』に満ちていて、見ていて気持ちが悪くなった。率直な感想は、『この人は本当に悪い人だな』である。」（『今週の遺言』『週刊現代』2014年6月7日号、94頁）。

常は直接的な軍事行動が発生するかなり以前から対応がなされるし、とくに母子という脆弱な集団は最も早い段階で現場を離れるのが通常。そもそも軍艦には民間人を乗船させないし、ありうるとしても自国民である米国人の場合。外国人の母子が軍艦に乗ってミサイル攻撃から逃げているなどという事態は、全く現実離れしている。あり得ない事例を前提に結論を示しても、空理空論に過ぎない。実際起きえない事態であることは外交・軍事の専門家の間では常識であるから、防衛省幹部などから当然アドバイスはあったはずであるが、それを容れずこのような事例をてらいなく示す安倍首相の心理に、国民を錯誤に陥れようとする確信犯的意図を推認できる。

3点目は過剰な情動喚起という点である。ここでは母親と幼い子供二人が例示されているが、そうでないといけない理由はない。中年の男性集団を例示するより当然、同情を買いやすい。安倍首相は、記者会見の前、自らこのパネルに描かれる母子の絵を「もっと大きく」と指示したという。「かわいそう」という意識が大きければ大きいほど、その対応策の必要性を強く訴えられるからだろう。北朝鮮のミサイルや核に言及する際も同様で、その射程に入るのは「あなたのまちも例外ではありません」とことさらに、不安感を煽る言辞を多用している。情動や感性による判断は、冷静な理性的思考と違い、第三者から操作されうる不安定な心的態度に至りやすい。情動的な反応を喚起する安倍首相の話法は、受け手に錯誤が生じやすい言語環境をもたらしている。

そして4点目は、明快な食言行為という点である。そもそも安倍首相は、この事例を、日本人を見捨ててはいけなから安保法制が必要という論旨で使ったのだが、国会での審議を経て、安保法制によってもこの日本人母子は救えないという実態が明らかになった。つまり、この事例に対して、集団的自衛権の限定行使を適用するなら「新三要件に該当」する必要があるが、4-1で上述したようにその条件は、他国に対する武力攻撃をそのまま日本が放置すれば、日本に対して武力攻撃が発生し

たのと同様の被害が及ぶことが明白である必要があるところ、この日本に対する武力攻撃による被害は日本の存立が脅かされる大惨事を意味するので、通常、人命損失の規模で言うならば、日本人母子の3人では不十分であるからだ。そもそも最初から日本人母子が新三要件に該当しないと知っていたのであれば露骨な虚言であるし、そうでないのであれば検討不足の怠慢を責められてしかるべきである。いずれにしても、聴衆に対する誠実な説明にはならない。

こうした安倍首相の不誠実な姿勢は、このパネルの件に限らない。今回の解釈改憲による集団的自衛権の行使に乗り出す前、国会議員の3分の2という憲法改正の発議要件（憲法第96条）を2分の1に変え、ハードルを下げようとしたが、これは「裏口入学」のようなものとの批判を浴びて断念した。

また安倍首相は2015年4月29日、アメリカの上下両院合同会議で演説、「日本はいま、安保法制の充実に取り組んでいます。…この法整備によって、自衛隊と米軍の協力関係は強化され、日米同盟は、より一層堅固になります。…この夏までに、成就させます。」と述べたが⁴⁴、安保法制が日本の国会に上程もされていないのに、その成立を期限を示してアメリカ国民に約束するという態度は、日本の国会と有権者からすれば、いかにも筋違いに映った。

さらに安倍首相は国会審議の中、一方的な非難を浴びせられると再三、ヤジをとばしたが、首相の立場でかつ討論の当事者であるのに不規則発言を弄するのは、人品の卑しさが疑われてもしかたない⁴⁵。ヤジでなく

⁴⁴ 『朝日新聞』（朝刊）2015年4月30日。

⁴⁵ 安倍首相の不規則発言（ヤジ）の例：2015年2月19日、国会で西川農相の企業献金問題を玉木雄一郎議員が追及している中、安倍首相は「日教組！日教組はどうするんだ？」と、また、同年5月28日、安保法制の審議で辻元清美議員が発言している中、「早く質問しろよ」と、続いて同じ辻元議員の発言中、「大げさなんだよ」と、さらに同年8月21日、蓮舫議員の質問中、「まあいいじゃん、そんなこと」とそれぞれ発言した。

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

でも、安倍首相の言語表現は「安倍話法」と称されるほど、特徴がある⁴⁶。国会で質問を受けると、不要な内容も含め延々と長く答える、論点をずらして答える、根拠なく断定的な強い言葉をおりませる、窮地に立つと攻撃的な姿勢に急変する——などの特徴が言われるが、国会審議の動画中継を通してそうした話法に接する限り、そこに真摯な誠実な人物像はイメージしにくい。そうした安倍話法の特徴の中で最も象徴的な発言は以下であったろう:「我々が提出する法律についての説明は全く正しいと思いますよ、私は総理大臣なんですから」⁴⁷。ここには「不誠実」を通り越して「傲岸」と言うべき心理がのぞいている。

安倍首相のこうした際立つ人物像をふまえると、安保法制の評価に対し否定的な影響が及ぶのは否めないであろう。

5. おわりに

本稿では、安保法制の議論の全体的構成をマクロ的に把握したうえで、主要な観点ごとに論点を整理し、総合的な評価に至る枠組みを提示した。

まず安保法制の議論は、感覚的な枠組みと論理的な枠組みとに分けられるが、安保法制の賛否両側において感性に依拠する主張が目立つ傾向があった。戦争体験者の経験談や「戦争法」という表現をとる立場、ママの会の理念、中国や北朝鮮の脅威を喧伝する主張、そして安倍首相の扇情的な言い回しや感情的な立ち居振る舞いなどは、一定のインパクトはありながらも感性に依拠する分、感性の相違する人々には拡散力に欠け、結果、対立する当事者間で生産的な討論や合意形成は期待できなかった。

したがって、安保法制をめぐる議論においてはいつそう論理的な枠組

⁴⁶ 「アベ流言葉」については徳山喜雄『安倍晋三「迷言」録』平凡社、2016年を参照。

⁴⁷ 第189回国会「国家基本政策委員会合同審査会会議録」第1号、2015年5月20日、4頁。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/ryoin/189/9001/18905209001001.pdf>
2016年10月17日閲覧。

みでの検証が重要度を増す。ここではまず手続論と実質論に分けて論理的な考察を行った。手続論は安保法制の成立プロセスに注目する視点であるが、福袋式の一括提案や国会審議・採決の強行ぶり、拙速ぶり、書類の記録・管理・公開における不足・不備など多々、手続きの瑕疵が指摘された。

安保法制の内容を問う実質論としては、まず法律論の観点から分析ができるが、最大の争点である集団的自衛権の行使については違憲である点、その行使を可能と解釈する7・1閣議決定や権力抑制の仕組みを改変する姿勢などにより立憲主義が危機に瀕している点などから、安保法制と安倍内閣に対する憲法学的な評価はきわめて否定的といえる。

政策論では安保法制の有効性が焦点であるが、この日本が新たに持つ軍事的オプションは、日本の平和と安全という「目的」に資する合理的な「手段」であるか、という問いかけにおいて大きな疑問を残す。軍事力には一定の効用もあるが、その弊害やジレンマは看過されてはならず、また武力以外の手段も多様に存在する中、安保法制という軍事的な手段に偏る政策は「目的」に達する合理的な「手段」とは評価しがたい。

人物論として安倍晋三という一政治家の特性に着目する観点も、安保法制の評価に関連する。安倍首相が安保法制の必要性を説くために多用した、米艦に乗って避難する日本人母子の例が、安倍首相の個性を端的に象徴しうる。この例には意図的な「欺罔行為」が潜在しており、また国会答弁など多くの場面でも「不誠実」「傲岸」な対応が露見していた。有権者の「信託」で成立する議会制民主主義において安倍政治の手法は大きな違和感を呈している。

安保法制は部分的には合理的な面がありうるとはいえ、総体としてこうした否定的な面が顕著である以上、国会と政府に対してその廃止・改定を求める姿勢を継続していかねばならない。

学徒出陣から生還し、戦後の日本の政治学会で大きな業績を残した石田雄・東京大学名誉教授は戦前と今の状況の共通点を列挙し、懸念を表

「平和安全法制」(安保法制あるいは「戦争法」)の是非を考察するための総論的枠組み

すが、危機に鈍感なままやり過ごし、気づいたときには手遅れという「ゆで蛙」のたとえを示している⁴⁸。確かに日本社会はかなり「ゆで」上がってきている状況でないだろうか。

(終)

⁴⁸ 石田雄『ふたたびの＜戦前＞－軍隊体験者の反省とこれから』青灯社、2015年、236頁。

